

松伏町ディスポーザの取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松伏町公共下水道及び松伏町農業集落排水の機能並びに構造を保全するため、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の設置及び維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ごみを破砕するディスポーザと破砕された生ごみを排水・処理し、汚濁負荷を低減する排水処理部から構成されるディスポーザ排水処理システムのうち、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく配管設備として旧建設大臣が認定したもの、社団法人日本下水道協会の下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（以下「性能基準（案）」という。）平成13年3月又は性能基準（案）平成16年3月に基づく評価機関による適合評価を受けたものをいう。
- (2) 生物処理タイプ ディスポーザ排水と台所排水を専用排水管で処理槽へ導き、生物処理した処理水を公共下水道へ排出するタイプをいう。
- (3) 機械処理タイプ ディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって固液分離し、処理水のみを公共下水道へ排出するタイプをいう。
- (4) 利用者 システムを使用して下水を排除し、維持管理に関して最終的に責任を負う者であり、戸建住宅の所有者若しくは貸借人、賃貸集合住宅の所有者、分譲集合住宅の所有者又は管理組合等の代表者をいう。

(排水設備としての適用)

第3条 システムは、松伏町下水道条例（平成4年条例第7号）第2条第8号及び松伏町農業集落排水処理施設条例（平成15年条例第21号）第2条第3号に適合する排水設備とする。

2 排水設備の固着等については、松伏町下水道条例第6条、松伏町下水道条例施行規則（平成4年規則第17号）第3条及び松伏町農業集落排水処理施設条例施行規則（平成16年規則第6号）第1条の各号に適合するものとする。

(提出書類)

第4条 システムのうち生物処理タイプを設置しようとする者は、排水設備等の計画確認申請を行う際に、松伏町下水道条例施行規則第5条第1項又は松伏町農業集落排水処理施設条例施行規則第2条第1項に定める添付図書に加え、次に掲げる図書を提出しなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

添付図書の種類	明示する事項
1 認定書(写)又は適合評価書(写)	建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づ

	き配管設備として認定したシステムであることの証書、又は性能基準（案）に基づく第三者の評価機関による性能基準に適合している旨の評価を受けた適合評価書
2 仕様書（写）	ディスポーザ及び排水処理槽の構造及び性能を示す図書類並びにそれらの規模を算定した設計諸元
3 設計図面	システムに関係する給排水設備図（給排水配管系統図を建築平面図、断面図に示したもの）
4 維持管理業務委託契約書（写）	排水処理槽、及び汚泥引抜等、システムの性能確保に必要な維持管理が適切に行われることを確認できる契約書、又は契約確認書
5 維持管理計画書及び点検・清掃・検査結果記録簿	システムの保守点検及び処理水水質検査等の維持管理に係わる計画書並びに点検・清掃・検査結果を記録する様式
6 誓約書	システムの適切な使用、維持管理の履行等について誓約するもの
7 利用者承継確認書	利用者がシステムを有する建築物の譲渡を行う場合に、譲渡を受ける者に対し、当該システムの適正な維持管理などを行う地位を承継することを町長に確認するもの
8 その他町長が必要と認める図書	

2 システムのうち機械処理タイプを設置した者は、利用者届出書を提出しなければならない。

（維持管理に関する指導）

第5条 利用者及び専門の維持管理業者はシステムの維持管理にあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) システムのうち生物処理タイプの維持管理について、利用者は専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (2) システムのうち機械処理タイプの維持管理について、利用者は1年に1回以上の専門の維持管理業者の保守点検を実施すること。
- (3) 専門の維持管理業者は、第1号又は第2号による保守点検等を実施した場合は、その旨を町長へ報告しなければならない。
- (4) 利用者はシステムの維持管理状況を明らかにするため、システムのうち生物処理タイプにあつては前条に規定する点検・清掃・検査結果記録簿を備え、システムのうち機械処理タイプにあつては保守点検記録簿を備えること。なお、利用者

は町長が必要と認めた場合はこれらの書類を提出しなければならない。

- (5) 利用者はシステムの取扱いについて、適正な維持管理の実施、改善等の指導に従うこと。
- (6) 生物処理タイプのシステムから発生した汚泥の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物として適正に処理することができる者が行うものとする。

(使用者の地位の承継)

第6条 町長は、松伏町下水道条例第8条及び松伏町農業集落排水処理施設条例第7条に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、システムを有する建築物の譲渡があったときは、当該譲渡等を受けた使用者がシステムの適切な維持管理を行うことの地位を承継するものであること及び第5条の遵守が求められていることを当該使用者に説明し、その理解を得るよう努力することを指導するものとする。

(システム製造販売会社に対する指導)

第7条 町長は、システムの製造及び販売会社に対し、次の事項について指導を行うことができる。

- (1) システムの販売にあたり、利用者に対し、システムは専門の維持管理業者との業務委託契約による維持管理が必要である旨を説明し理解を得ること。
- (2) 町長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。